

読者の お便りにお答えします。

医師会へのご質問は中綴しの「はがき」をご利用ください。なお、個別の病気のご質問には応じかねますのでご了承ください。

回答／大野 京子(内科小児科岩沢医院)

Q 基本診察料の算定の際、医師との面談の有無は関係ありますか？領収書を見るたび、いつも疑問に思っています。

A このお尋ねは、医療機関でいつも同じ薬をもらうのに、なぜ毎回、医師に面談(Ⅱ受診)しなければならぬのかということだと思われまます。

基本的に、医療機関は患者さんを診察せずに薬を出せません。医師の面談なしで、薬だけもらうということはできないのです。た

だし、患者さんに身体的状況などの事情があり、医療機関に向けないなどの場合は、ご本人からお申し出いただくか、またはご家族からその状況をうかがったうえで、普段の状態をよく知っている「かかりつけ医」が血圧の薬など、長期にわたって服用している薬であれば、薬だけ出すこともあるようです。

しかし、あくまでも医師が診察したうえで、投薬が基本です。どうか、毎回、受診のうえ、薬をいただくようになさってください。

Q 感染症にかかった場合、幼稚園・保育園に治療証明書を出さなければなりません。金額が500円〜5000円とまちまちです。インフルエンザのときなどは、A型もB型もかかったりすると1シーズンに10000円の出費というところもありました。金額の規定はないのでしょうか？

A インフルエンザなどの感染症の場合、医療機関が発行する文書は、①治療した事実を医師が確認し、登園・登校を許可する「治

癒証明書」、②学校や職場などを休んだ場合、病気であったことを証明する「診断書」の2種類があります。

いずれも保険診療ではなく、「文書料」として自費扱いとなります。したがって、医療機関によって「文書料」が異なるため、金額が一律でないことをご承知ください。通常、「治療証明書」は10000円位まで、「診断書」は3000円〜5000円位までのことが多いようです。

◆ 近年の医師国家試験合格者数に占める女性の比率は3割を超え、今後ますます増えていくことは、医学部合格者のうち女性が常に3割を占めていることから容易に想像できます。ちなみに、県医師会の女性会員も同様の比率になってきています。私が県医師会理事に就いた3年半前、藤森会長から「ぜひ、女性医師の会を立ち上げてほしい」との要請がありました。

その準備のためにアンケートをとったところ、女性医師を取り巻くさまざまな悩みや問題が浮き彫りになったのです。過酷な労働時間、そのため十分な勉強の時間が取れないといった、男性医師にも共通する悩み。女性特有の出産・育児、親の介護との両立の悩み。それで仕事を中断した場合は、職場復帰が難しい；等々。また、大病院の勤務医で教授・助教授がゼロなのは、県内の女性医師の地位の低さを象徴しているように思えました。

アンケート結果は、女性医師を取り巻く環境整備の必要性、緊急性を痛感させられるものでしたが、では、どうすれば良いのかについては、これから議論を積み重ね、社会に向けて発言していかなければなりません。

12月3日に開催される「女性医師部会設立総会」は、私たち女性医師にとっての新しいスタートラインです。県民の皆様の、女性医師に対する深いご理解と温かいご支援を、よろしく願います。